

取引の適正化・料金の透明化に向けた取組宣言

沖産業ガスは、2024 年 4 月 2 日に公布された「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の改正省令の施行に伴い、LP ガスの商慣行是正に向け以下の内容で取組むことを宣言します

宣 言

1. 過大な営業行為の制限について

- (1) 正常な商慣習を超えた利益供与を行ないません
- (2) LP ガス事業者の切り替えを制限するような条件付き契約締結等を行ないません

2. 三部料金制の徹底（設備費用の外出し表示及び計上禁止）について

- (1) 「基本料金」、「従量料金」及び「設備料金」からなる三部料金とします
- (2) LP ガス消費と関係のない設備費用は、LP ガス料金へ計上しません
- (3) 賃貸向け LP ガス料金においては、LP ガス機器等の消費設備費用について計上しません

3. LP ガス料金等の情報提供について

- (1) 入居を希望されるお客さまへ LP ガス料金を事前に提示するよう努めます
（直接又はオーナー、不動産管理会社等を通じて提示）
- (2) 入居を希望されるお客さまから直接情報提供の要請がある場合はお客さまに直接提示します

私たちは、これからも地域のお客さまに親しまれ信頼される企業を目指してまいります。

2024 年 9 月 1 日
株式会社沖産業ガス